

汎用超音波画像診断装置

仕 様 書

隠岐広域連合立
隠岐病院

I. 仕様書概要説明

1. 調達の背景及び目的

高周波の音波を利用し体内の臓器の形や状態を調べる機器。

現有機器は、耐用年数を超過し部品供給も終了しており修理対応不可のため更新をする。

2. 調達物品及び構成内訳

品名： 汎用超音波画像診断装置

構成内訳：	本体	1台
	カート	1台
	手持型体外式超音波診断用プローブ A	1台
	手持型体外式超音波診断用プローブ B	1台
	手持型体外式超音波診断用プローブ C	1台
	白黒プリンター	1台

II. 基本仕様

性能、機能及び技術等に関する仕様項目に関しては、以下の要件を満たすこと。

1. 本体

- (1) 走査方式は、電子コンベックス走査、電子リニア走査、電子セクタ走査が使用できること。
- (2) 画像表示モードは、Bモード、Mモード、カラードプラモード、パワードプラモード、PWモード、CW
モード機能を有し、単独、及びその組み合わせ表示ができること。
- (3) 穿刺針の視認性を高める機能を有していること。
- (4) 容易に持ち運びができる形状であること。
- (5) 60分以上使用できるバッテリーを装備しており、バッテリー稼働時間を時・分および色で分類し表示可能であること。
- (6) 重量は、バッテリーを含み 10.0Kg 以下であること。
- (7) モニタは、15.6インチ以上の LCD 高解像度カラーモニターであること。
- (8) システムの起動は 10 秒以内である。(スタンバイモードより)
- (9) 操作は、タッチパネル式またはキーボード式であること。
- (10) 心電図システムを搭載していること。また、外部機器で測定した信号を装置へ取り込むためのケーブルを有すること。
- (11) DICOM3.0 に準拠していること。
- (12) (11) にて、無線で接続可能であること。
- (13) 当院保有の画像管理システム (NOBORI 社製) と無線での接続で画像情報の登録が行えること。また、院内の既存機 2 台 (GE ヘルスケアジャパン(株)製 Venue Go) も無線での接続に対応できるようにすること。
- (14) 電源は、AC100V で使用できること。
- (15) 手持型体外式超音波診断用プローブを容易に切替え、取外しができること。
- (16) 手持型体外式超音波診断用プローブ A、B、C、3 本が同時に接続できること。なお、接続は、カートを用いても構わない。
- (17) 手持型体外式超音波診断用プローブ A、B、C を据置できるホルダを有していること。なお、ホルダは、カートを用いても構わない。
- (18) プローブケーブルが床につかない設計であること。

2. カート

- (1) 昇降できること。
- (2) 容易に本体を着脱できること。
- (3) 容易に移動できること。
- (4) 重量は、30Kg 以下であること。

3. 手持型体外式超音波診断用プローブ A
 - (1) 電子コンベックス方式であること。
 - (2) 周波数は、1.5MHz～5.7MHz を満たす周波数範囲で使用する機能を有すること。
 - (3) 視野角は 67° であること。
4. 手持型体外式超音波診断用プローブ B
 - (1) 電子セクタ方式であること。
 - (2) 周波数は、1.1～4.7MHz 満たす周波数範囲で使用する機能を有すること。
 - (3) 視野角は 120° であること。
5. 手持型体外式超音波診断用プローブ C
 - (1) 電子リニア方式であること。
 - (2) 周波数は、3.4～12.4MHz を満たす周波数範囲で使用する機能を有すること。
 - (3) ボタンによる本体の基礎操作ができる機能を有していること。
 - (4) 視野幅は 38mm 以上であること。
6. 白黒デジタルビデオプリンタ
 - (1) 超音波画像診断装置本体から操作可能であること。
 - (2) サーマルヘッド方式であること。

III. その他特記事項

その他特記事項に関しては、以下の要件を満たすこと。

1. 納入物品の搬入に要する養生、据付け及び稼働のための調整等を行うこと。
2. 納入物品の納期及び納入場所については、当院と協議すること。
3. 納入物品の搬入、据付け、配線、配管及び調整等については、当院と協議の上行うこと。また、費用については負担すること。
4. 当院が用意する一次側電源以外に必要な電源設備、給排水設備及び配管設備等があれば、当院と協議の上行うこと。また、費用については負担すること。
5. 落札から納入までの間に装置の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合は、当院と協議の上最新の仕様にて引き渡すこと。
6. 年間を通じて故障時のための連絡体制が整備されていること。また、早急な復旧を可能にするサービス体制を有すること。
7. 納入検査終了後から 1 年間は機器の無償保証期間とし、機器が正常に稼働し、臨床上最適に使用できるように定期的な点検を実施すること。また、保証期間中に発生した使用者の過失によらない故障等に係る点検、修理等については、無償保証の対象とすること。
8. 納入物品は、納入後において少なくとも耐用年数中は稼働に必要な消耗品及び故障時における交換部品の安定した供給が確保されていること。
9. 取扱説明書及び簡易取扱説明書は、日本語版で 1 部以上提供し、また、電子媒体での提供も行うこと。
10. 納入物品には、基本的機能を損なわないよう必要な付属品等を備えること。
11. 納入物品のうち、薬機法の製造承認対象となる医療器具は、厚生労働大臣の承認を受けていること。
12. 納入物品の十分な教育訓練を行うこと。なお、教育訓練の日時及び場所については、当院と協議の上行うこと。
13. 納入物品のうち、配線ケーブルは、カテゴリ 5 以上オレンジ色を使用しコネクタは RJ-45 とすること。また、機器の配置に考慮した適度な長さに調整し束ねること。
14. 当院保有の画像管理システムへの接続に要する費用を負担すること。
15. 本仕様書に明示無き事項については、当院の指示のもとに実施すること。